

公布された規則のあらまし

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 93 号）

- 1 指定管理者は、利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第 7 条及び様式関係）
- 2 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 94 号）

- 1 佐賀県難病相談・支援センターの名称を佐賀県難病相談支援センターに改めることとした。（題名、第 1 条及び第 3 条～第 6 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとした。

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則（規則第 95 号）

- 1 この規則は、佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 知事指定薬物の製造等の禁止の規定の対象から除外する正当な理由について定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 知事監視製品を、業として、販売等をしようとする者が備え付ける購入等に関する帳簿の記載事項について定めることとした。（第 4 条関係）
- 4 誓約書及び警告書の様式を定めることとした。（第 5 条、第 8 条、様式第 1 号及び様式第 4 号関係）
- 5 条例第 18 条第 1 項の規定により知事指定薬物等を収去する場合は、収去証を交付して行うこととし、併せてその様式を定めることとした。（第 6 条及び様式第 2 号関係）
- 6 立入調査等を行う職員の身分証明書の様式を定めることとした。（第 7 条及び様式第 3 号関係）
- 7 佐賀県薬物検討審査会の組織及び運営について定めることとした。（第 9 条関係）
- 8 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2 から 6 までについては、平成 27 年 2 月 1 日から施行することとした。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 96 号）

- 1 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の制定に伴い、佐賀県薬物検討審査会委員の報酬日額及び費用弁償の額を定めることとした。（別表関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 97 号）

- 1 現業職給料表の給料月額を改定することとした。（別表第 1 関係）
- 2 1 に伴い、現業職給料表昇格時号給対応表及び現業職給料表調整基本額表を改正することとした。（別表第 5 及び別表第 7 関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。